

駐車場運営規則

この規則は、朝日プラザシティサザンコーストA棟管理規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、規約第14条第1項に規定する駐車場の管理又は使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（駐車場総計）

第1条 本規則の対象となる駐車場（以下「駐車場」という。）は総計187区画とし、その内訳は次のとおりとする。

屋内	平	面	40区画
	機	械 式（上段）	32区画
	機	械 式（下段）	32区画
屋外	平	面	61区画
	機	械 式	22区画
合	計		187区画

2 前項に定める駐車場の他、対象物件内に来客用駐車場を設けるものとし、別に定めるところにより運用するものとする。

（使用者の資格）

第2条 区分所有者（同居人を含む。ただし、本規則における同居人とは二親等以内の親族に限定する。本規則において以下同じ。）は駐車場使用契約を締結することにより駐車場を使用することができる。ただし、区分所有者は当該住戸の占有者に限り契約駐車場の使用する権利を貸与することができる。この場合、区分所有者は管理組合に所定の用紙に必要事項を記入のうえ、届出なければならない。

（使用契約期間）

第3条 駐車場使用契約の期間は、契約締結日より向う1カ年間とする。ただし、契約期間満了日の1ヶ月前までに駐車場使用者より解約の申し出が無く、かつ当該使用者が使用資格を有する限りさらに1年間この契約を更新するものとし、その後も同様とする。

（駐車場の使用申込み並びに使用者の決定）

第4条 駐車場の使用を希望する区分所有者は、管理組合（受付窓口は管理事務室）に申し出るものとし、管理組合は申し出の順に従ってこれを受け付けるものとする。

2 管理組合は、駐車場に空きが生じた場合は、前項により受け付けた者のうちか

ら、次に掲げる順位に従って駐車場の使用者を決定する。ただし、同一順位の者が複数ある場合は受付の先後による。

① 第1順位 1住戸につき1台目の使用を希望する区分所有者

② 第2順位 1住戸につき2台目以上の使用を希望する区分所有者

(駐車場使用契約の締結)

第5条 管理組合が前条により駐車場の使用者を決定したときは、当該使用者と別に定める駐車場使用契約を締結する。

(駐車場使用の解約)

第6条 駐車場契約者は駐車場使用契約の解除を希望するときは、別に定める駐車場使用契約の解除(又は予告)届を解約1ヶ月前までに管理組合に提出するものとする。又、駐車場契約者が駐車場使用料及び管理費等を3ヶ月以上滞納した場合、管理組合は駐車場使用契約を解約できる。

(自動車の保管場所確保の証明書の発行)

第7条 理事長は、駐車場使用者が、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」に基づく手続の為、駐車場をその保有する自動車の保管場所として管理組合が承諾した旨の証明を求めたときは、当該証明書を発行するものとする。

(駐車場使用料)

第8条 駐車場使用者は、駐車場使用契約締結日より次の使用料を負担するものとする。

屋内駐車場	平 面	1台当たり	月額	11,000円
	機械式(上段)	1台当たり	月額	10,000円
	機械式(下段)	1台当たり	月額	8,000円
屋外駐車場	平 面	1台当たり	月額	9,000円
	機械式	1台当たり	月額	8,000円

2 機械式駐車場の使用者は、前項とは別に機械式駐車場操作盤鍵の保証金1,000円を支払うものとする。

(駐車場使用料の変更)

第9条 前項の規定にかかわらず、駐車場使用料の額の変更について総会の決議があっ

たときは、駐車場使用者はこれに従わなければならない。

（駐車場使用料の支払い方法）

第10条 駐車場使用者は毎月1日に当月分の駐車場使用料を管理組合の定める方法により支払うものとする。なお、契約期間が1ヶ月に満たない場合の駐車場使用料は日割計算とする。

2 駐車場契約の解約時における使用料も日割計算とする。

（転貸禁止）

第11条 区分所有者は、理由の如何を問わず駐車場を貸与した当該住戸の占有者以外の第三者に使用させ、又は駐車場を使用する権利並びに第4条に基づく順位を第三者に譲渡する等の処分行為を一切してはならない。

（遵守事項）

第12条 駐車場使用者は駐車場の使用にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 管理組合の指示並びに場内標識に従うこと。
- ② 駐車にあたっては、指定された場所の中央に正確に駐車し、隣接の車の行動に支障のないよう心掛けること。
- ③ 必要以上にエンジンを高速回転させたり、警笛を鳴らしたり、騒音を発生させないこと。特に深夜の車の出し入れにあたって他人の迷惑にならないよう静かな運転をすること。
- ④ 車輦には必ず施錠すること。
- ⑤ 施設器具及び他人の車輦等を汚損破損せしめたときは、ただちに管理組合に連絡すること。
- ⑥ 駐車場には第2条指定の車輦1台以外の他のいかなる物品も置かないこと。
- ⑦ 駐車場にはいかなる工作、構築も行わないこと。
- ⑧ 敷地内では、徐行を徹底すること。
- ⑨ 機械式駐車場操作盤の鍵を紛失した場合は、所定の書面により管理組合へ届出ること。この場合、鍵の再発行料金1,000円を管理組合へ支払うこと。
- ⑩ その他、管理組合において告示する事項。

（自動車保管責任）

第13条 管理組合及び管理受託者は、天災地変、盗難、その他事由のいかんを問わず使用者が車輦その他につき蒙った損害の責を負わないものとする。

（諸規定の遵守）

第14条 駐車場使用者は本規則の各条項及び別に定める駐車場使用契約書の各条項を遵守しなければならない。

(駐車場使用権の承継)

第15条 駐車場を使用する区分所有者がその所有する住戸部分を他に譲渡又は貸与した場合には、その譲渡又は貸与があったときに駐車場使用契約は効力を失う。

2 駐車場を使用する占有者が住戸部分を占有する権利を失った場合、同時に駐車場使用の権利も失効する。

(駐車場使用料の帰属)

第16条 駐車場使用料は、管理組合の管理費に充当する。

(規則外事項)

第17条 この規則に定めのない事項については、規約又は使用細則その他細則、規則の定めるところによる。

(規則の改廃)

第18条 この規則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この規則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

(規則原本)

第19条 この規則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の区分所有者が記名押印した規則を1通作成し、これを規則原本とする。なお、この規則原本は朝日ブラザシティサザンコーストA棟管理組合設立総会の議事録をもってこれに代えることができる。

2 規則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、規則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

本規則は、2007年 9月23日より効力を発する。

2015年 9月23日一部改訂する。